

**米・豪向けデジタルプロモーション業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項**

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和4年8月1日

## 1 趣旨

山梨県では、上質な地域資源をPRすることでやまなしブランド全体の価値を高め、それが更に地域資源のブランド価値を向上させるという好循環の構築を図ることとしている。

当デジタルプロモーションでは、誘客ターゲットをアメリカ、オーストラリアの富裕層と位置づけ、本県の豊富な文化資源、豊かな自然資源、美味しく健康的な食といった本県の上質な魅力の発信により来県意欲の向上を図ることを目的とし、本事業の委託業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

## 2 業務内容等

### (1) 委託業務名称

米・豪向けデジタルプロモーション業務

### (2) 業務内容

別紙「米・豪向けデジタルプロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「米・豪向けデジタルプロモーション業務委託契約書」（以下「契約書」という。）のとおり。

### (3) 契約期間

契約の日から令和5年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

金25,322,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

## 3 企画提案の参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 日本国内に事業所を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

#### 4 契約形態

公募型企画提案方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約します。

#### 5 選考日程等に関する事項

##### (1) 担当課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県観光文化部観光振興課

電話 055-223-1620 FAX 055-223-1438

メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

##### (2) 日程

- ① 募集要項等の交付開始 令和4年8月1日
- ② 企画提案に係る質問の受付期限 令和4年8月8日 午後5時
- ③ 企画提案参加申込書、誓約書等の提出期限 令和4年8月8日 午後5時
- ④ 企画提案書等の提出期限 令和4年8月25日 午後5時
- ⑤ 企画提案に係るプレゼンテーション 令和4年9月1日 午後1時から（予定）

##### (3) 募集要項等の交付

「山梨県」ホームページからダウンロードすること。

#### 6 参加申込書等の提出

##### (1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）

- ③ 商業・法人登記簿謄本（写し可）
  - ④ 財務諸表（直近1期分）の写し ※貸借対照表、損益計算書等
- (2) 提出期限及び提出方法  
令和4年8月8日 午後5時まで  
※メール及び郵送で提出すること。
- (3) 提出部数  
1部

## 7 質問及び回答

- (1) 提出書類  
企画提案質問票（様式第3号）
- (2) 提出期限及び方法  
令和4年8月8日午後5時まで  
担当課（kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp）あて、電子メールで送信すること。  
また、件名を「米・豪向けデジタルプロモーション業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法  
質問に対する回答は、令和4年8月9日以降に質問者へ電子メールで送付するとともにホームページに掲載する。
- (4) その他  
電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせる。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書（様式第5号）
  - ② 会社概要等整理表（様式第6号及び会社パンフレット等）
  - ③ 実施体制表（様式第7号）
  - ④ 受託実績整理表（様式第8号－1）
  - ⑤ 本業務委託と類似する業務実績整理表（様式第8号－2）
  - ⑥ 企画内容書（A4判、様式は任意、表紙を添付すること）  
※作成にあたっては、仕様書及び審査基準番号1～8の観点を取り入れ提案すること。
  - ⑦ 業務工程表（様式は任意）
  - ⑧ 経費見積書（様式は任意）
- (2) 提出部数  
提出書類 各9部（正本1部・副本8部）

(3) 提出方法及び期限

令和4年8月25日午後5時まで

※メール及び郵送で提出すること。

(4) その他

- ① 企画提案参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、企画提案参加辞退届（様式4号）を令和4年8月24日午後5時までに提出すること。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。

## 9 企画提案に係るプレゼンテーション

契約書及び仕様書に沿って実施する業務内容について、提出された企画提案書を基にプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日程及び方法については、別途通知する。

## 10 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 企画提案に係る審査は、山梨県観光文化部に設置する審査委員会が行う（非公開）。
- ② 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、得点の最上位者を契約締結候補者とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

(2) 審査結果等

- ① 受託者決定後、速やかに企画提案書の提案者全員に文書で通知する。
- ② 審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

(3) 契約手続き

- ① 契約締結候補者は、採用の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約締結ができない事情が生じた場合は、次点となった者を契約締結候補者とする。
- ② 採用された企画提案の実施にあたっては、県と委託契約候補者が業務仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結するが、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

- (4) 上記(3)で協議が整った者は、定められた期限までに、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下、「規則」という。)第109条の規定に基づき契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。また、規則第120条の規定に該当する場合には、違約金を支払わなければならない。